

7 マイナ免許証の経由申請について

マイナ免許証の経由申請とは、何ですか。	マイナ免許証の経由申請とは、免許証等の更新を受けようとする方が、住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会を経由して行う更新申請をいいます。
マイナ免許証の経由申請はどのような人が対象ですか。	更新を受ける日において優良運転者又は一般運転者に該当する方です。ただし、身体の状態に応じた条件（メガネ、補聴器等を使用する方を除く。）が付されている方や、前回の更新時にやむを得ない理由により免許を失効し、再取得した方は対象外となります。
マイナ免許証の経由申請ができる期間はいつからいつまでですか。	免許証のみを保有する方が免許証を更新する場合には、免許証の有効期間が満了する日の直前の誕生日の1か月前から当該誕生日まで経由申請が可能です。 一方で、マイナ免許証のみを保有する方並びに免許証及びマイナ免許証を保有する方が、住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会において、マイナ免許証の免許情報記録の書換えを受けたい旨の申出をする場合は、免許情報記録の有効期間が満了する日の直前の誕生日の1か月前から免許情報記録の有効期間の末日まで経由申請が可能です。
マイナ免許証の経由申請を行う際に、必要な持参物は何ですか。	経由申請を行う場合には、以下の持参物が必要です。 ○更新連絡書 ○免許証を保有する方は免許証 マイナ免許証を保有する方はマイナ免許証 免許証及びマイナ免許証を保有する方はその双方 ○申請用写真 ○手数料 ○高齢者講習、認知機能検査、運転技能検査を受けられた方は、終了証明書等 詳細は各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。
免許証のみを保有している方の経由申請は、どのような流れで手続きが進みますか。	免許証のみを保有している方については、経由申請を行うことにより、住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会において、 ○視力等の自動車等を運転するための適性に関する検査 ○更新時講習 を受けていただき、後日、住所地公安委員会から更新後の新免許証が交付されます。
マイナ免許証のみを保有している方の経由申請は、どのような流れで手続きが進みますか。	マイナ免許証のみを保有している方については、経由申請を行うことにより、住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会において、 ○視力等の自動車等を運転するための適性に関する検査 ○更新時講習 ○マイナ免許証に記録されている免許情報記録の書換え を受けていただきます。免許証の経由申請とは異なり、即日で手続きが終了します。
免許証とマイナ免許証の2枚を保有している方の経由申請は、どのような流れで手続きとなりますか。	免許証とマイナ免許証を保有している方については、住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会において、 ○視力等の自動車等を運転するための適性に関する検査 ○更新時講習 ○マイナ免許証に記録されている免許情報記録の書換え を受けていただきます。更新後の新免許証については、後日、住所地公安委員会から更新後の新免許証が交付されます。
免許証のみ又はマイナ免許証のみを保有している場合、経由申請に合わせて、新たにマイナ免許証や従来の免許証を取得することはできますか。	いいえ。このような手続きを希望する場合には、住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続きを行っている一部の警察署（※）で手続きを行ってください。 ※ 運転免許関係手続きを行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。

免許証とマイナ免許証を保有している場合、経由申請に合わせて、いずれか一方に保有状況を変更することはできますか。	免許証を返納し、マイナ免許証のみにすることは可能です。 一方で、マイナ免許証の免許情報を削除して、免許証のみにすることはできません。
マイナ免許証を保有していますが、オンライン更新時講習を受けた上で、経由申請することはできますか。	可能です。
マイナ免許証を紛失し、市区町村でマイナンバーカードの再交付を受けた方について、経由申請の機会に合わせて、再交付を受けたマイナンバーカードに免許情報を記録することは可能ですか。	いいえ。このような場合は、住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等（※）において、マイナンバーカードへ免許情報を記録する申請を行ってください。 ※ 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。